

エレベーターの法手続きについて

警告 建築基準法を遵守してください。
守られない場合、エレベーターの設置認可を得ることができません。

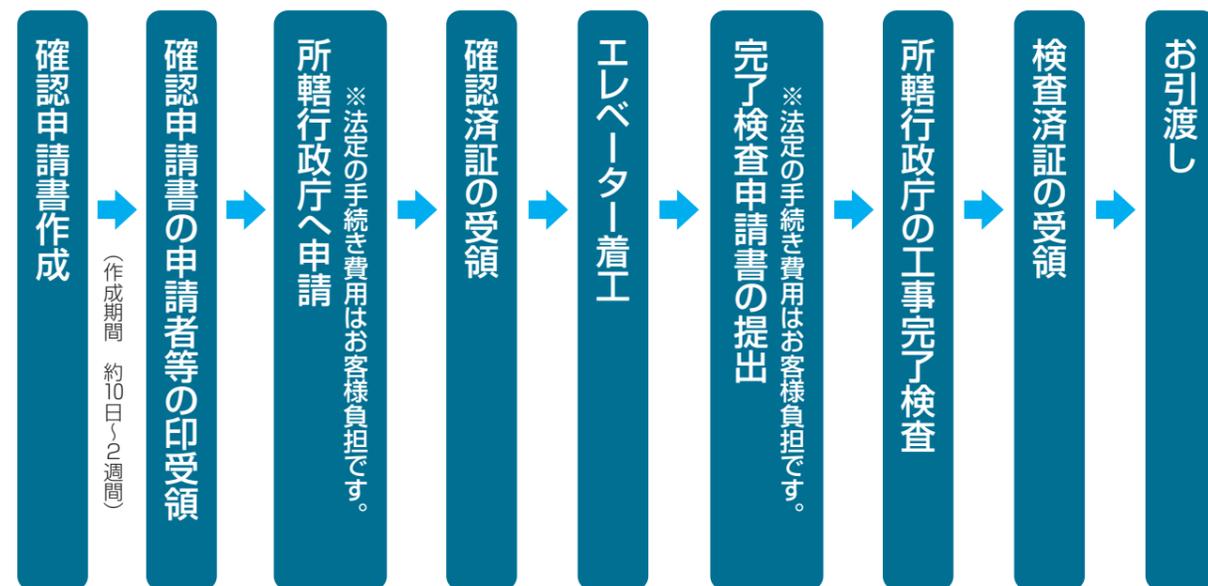
確認申請と完了検査

エレベーターは建築基準法第6条の規定により、着工前に所轄行政庁等に確認申請を行い、建築主事等の確認を受け、確認済証の交付を受けなければなりません。また、同法第7条の規定により竣工時に行政庁等の検査員による検査を受け、検査済証を受領しなければなりません。

建物についても確認申請を行い完了検査を受けてください。建物の検査済証が発行されない場合、建築設備としてエレベーターの検査済証も発行されず、エレベーターをご使用いただけません。

確認申請からお引渡しまでの流れ

エレベーターの設置に係る確認申請、完了検査などの法手続きは、当社にて代行します。なお、建物とエレベーターの完了検査が終わるまで、エレベーターはご使用になれません。



○エレベーターの確認申請書類を作成するために以下の資料をご準備ください。

- ①建物の確認済証の写し
- ②建物の確認申請書第1～5面の写し
- ③建屋付近見取図(地図)
- ④建屋配置図
- ⑤建屋断面図(矩計図)
- ⑥建屋各階平面図

○建築基準法第6条で分類される建物種別により、確認申請の手順が異なりますのでご注意ください。

建物の種別	建築確認申請の提出	エレベーター確認申請の提出
第4号の建物 建物と併願申請 〔主に木造2階建かつ 延べ500㎡以下の建物〕	建物の確認申請にエレベーターの申請書類を添付して特定行政庁に提出してください。エレベーターの申請書類は当社にて作成いたしますので、②～⑥の資料が揃いましたら当社担当者までご依頼ください。	エレベーター単独の確認申請はできません。建築確認申請認可後、確認済証の写しを当社担当者にお渡しください。
第4号以外の建物 エレベーター別願申請	建物の確認申請にエレベーターの型式部材等製造者認証書(図面を含む)を添付して特定行政庁へ提出してください。エレベーターの型式部材等製造者認証書は当社にてご用意いたしますので、当社担当者までご依頼ください。	建築確認申請認可後にエレベーターの確認申請を当社にて代行いたします。①～⑥の資料をご準備の上、当社担当者にお渡しください。

ご参考

建物の種別による法手続き

建物の種類	建築基準法第6条第1項第1号	同第2号	同第3号	同第4号	左記の第1号～4号以外	
建物の概要	劇場・病院等の特殊建築物でその用途に供する床面積の合計が200㎡を超えるもの	木造で3階以上または延べ面積500㎡、建物高さ13m若しくは軒高さが9mを超えるもの	木造以外の建築物で2階以上または延べ面積200㎡を超えるもの	左記の1～3号以外の建築物で都市計画区域内等に指定されるもの	左記の1～4号以外のもの	
建	確認申請	○	○	○	×	
	竣工検査	○	○	○	×	
築	検査済証	○	○	○	×	
	確認申請	○	○	○	(建物との併願申請となる) ○	×
エレベーター	竣工検査	○	○	○	(建物と同時に行われる) ○	×
	検査済証	○	○	○	(建物の検査済証が兼用される) ○	×
備考	工事の施工状況に関する報告(法12条5項)	×	×	×	(行政庁が提出を求める) ○	
備考	工事の施工状況に関する報告は必ず行うこと					

建築基準法第6条第1項第1号に規定される建物用途

〈建築基準法別表第1〉

建	物	用	途
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの		
2	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、その他これらに類するもので政令で定めるもの		
3	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの		
4	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの		
5	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		
6	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの		

維持保全とメンテナンス(保守契約)について

エレベーターの所有者または管理者は、建築基準法などの法律により、定期的な検査を行い安全の維持管理に努めるよう義務づけられています(建築基準法第8条)。長年にわたって製品の性能と品質を維持するためには専門業者による定期点検・整備の契約(メンテナンス契約)が必要です。

当社製品のメンテナンスは、当社推奨のメンテナンス会社をおすすめします。当社推奨のメンテナンス会社では、契約による定期点検のほか、故障などのご連絡により24時間待機の専門技術者が出勤して修理などを行います。

また所有者は、建築士(1級もしくは2級)または国土交通大臣の認定する昇降機検査資格者による年1回の定期検査を受け、その検査結果を所管行政庁へ報告*しなければなりません。(建築基準法第12条3項)

*ホームエレベーターは行政庁への法定検査報告が不要です。